

◆副葬品（故人の愛用品など）の納棺について

ご遺骨の損傷や、ダイオキシン類など有害物質の発生を防ぐため、下記の副葬品は棺にお納めにならないよう、ご協力をお願い致します。

ご遠慮いただきたい副葬品の材質・品目

副葬品の材質・品目	考えられる影響
【ビニール・プラスチック・ナイロン・ポリエステル・化学合成繊維製品】 (例) テニスラケット・釣竿・縫いぐるみ・プラスチック製おもちゃ・ゴルフクラブ・ゴルフボール・ビニール製バック・靴・化繊の洋服や寝具・CD・ペットボトル・プラスチックビーズ製枕・発砲スチロール製品など	・焼骨の損傷（変色、粉状化） ・ダイオキシン類の発生 ・火葬時間の延長 ・酸素不足による不完全燃焼 ・集塵装置の不具合
【ガラス製品、貴金属製品】 (例) 腕時計・ビン類・宝石・金・プラチナ・メガネ・食器など	・焼骨、台車への焼け付き ・炉内での爆発（密閉の場合） ・貴金属の消失にともなう誤解の発生
【燃えにくいもの】 (例) 厚い書籍・多量のドライアイス・果物など	・火葬時間の延長 ・酸素不足による不完全燃焼
【危険物】 (例) スプレー・ガスライター・電池など	・炉内での爆発

※ペースメーカー等を使用していた場合には、必ず、火葬前に悠久の丘管理事務所まで申し出てください。

◆残骨灰の取扱いについて

身内の方がご遺骨を骨壺に納めた後、残された骨や灰等（以下、「残骨灰」といいます。）には、金・銀・パラジウムなどの有価物が含まれています。

悠久の丘では、残骨灰の搬出運搬や供養地への埋蔵などを民間事業者へ業務委託してきましたが、近年、残骨灰に含まれる有価物を売却し、その収入を斎場の運営・管理等に充てる自治体が増加していることや、残骨灰に関するアンケート調査の結果を踏まえ、資源の有効活用・資源循環を目的に令和8年度から、残骨灰の売渡を行うこととしました。

有価物等を分別した後の残骨灰については、これまで同様、丁寧に埋葬・供養してまいります。

売渡による収入については、悠久の丘の運営・維持管理の財源として大切に活用します。

なお、残骨灰の持ち帰りを希望される場合は、火葬の前日までに、悠久の丘管理事務所までご連絡ください。